

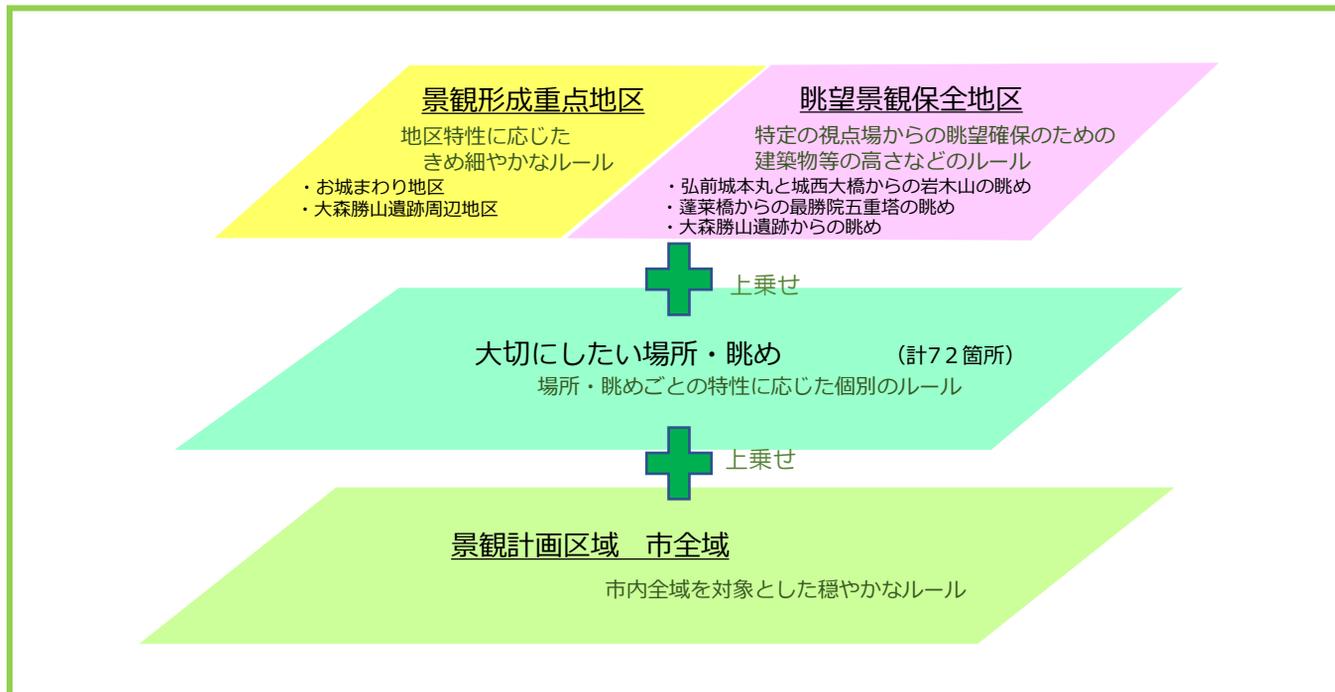
弘前市景観計画における区域

高さや面積など規模が大きい建築物や工作物は、街並みに圧迫感を与え、山並みの眺望を阻害する恐れがあります。

そこで、市内全域で、大規模な建築行為などの際の景観形成基準を定め、市に届出いただくことで緩やかな規制・誘導を図り、調和のとれた景観づくりを進めています。

弘前市は市内全域を対象として景観計画を策定しており、（１）市内全域共通、（２）大切にしたい場所・眺め、（３）景観形成重点地区・眺望景観保全地区の順にルールを上乗せしております。

景観形成基準の上乗せのイメージ



大切にしたい場所・眺め

城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観を、大切にしたい場所・眺めとして定めています。

大切にしたい場所・眺めは、明確な範囲を定めず、場所・眺めへの影響が大きい大規模行為を広く届出の対象とします。

72箇所が指定されています。

景観形成重点地区

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、景観づくりを重点的に進めていく地区です。良好な景観づくりのための景観形成基準をきめ細かに定めます。

「お城まわり地区」と「大森勝山遺跡周辺地区」が指定されています。

眺望景観保全地区

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、眺めの保全を重点的に進めていく地区です。視点場と眺めを保全する対象を定め、建築物や工作物の高さ制限を行います。

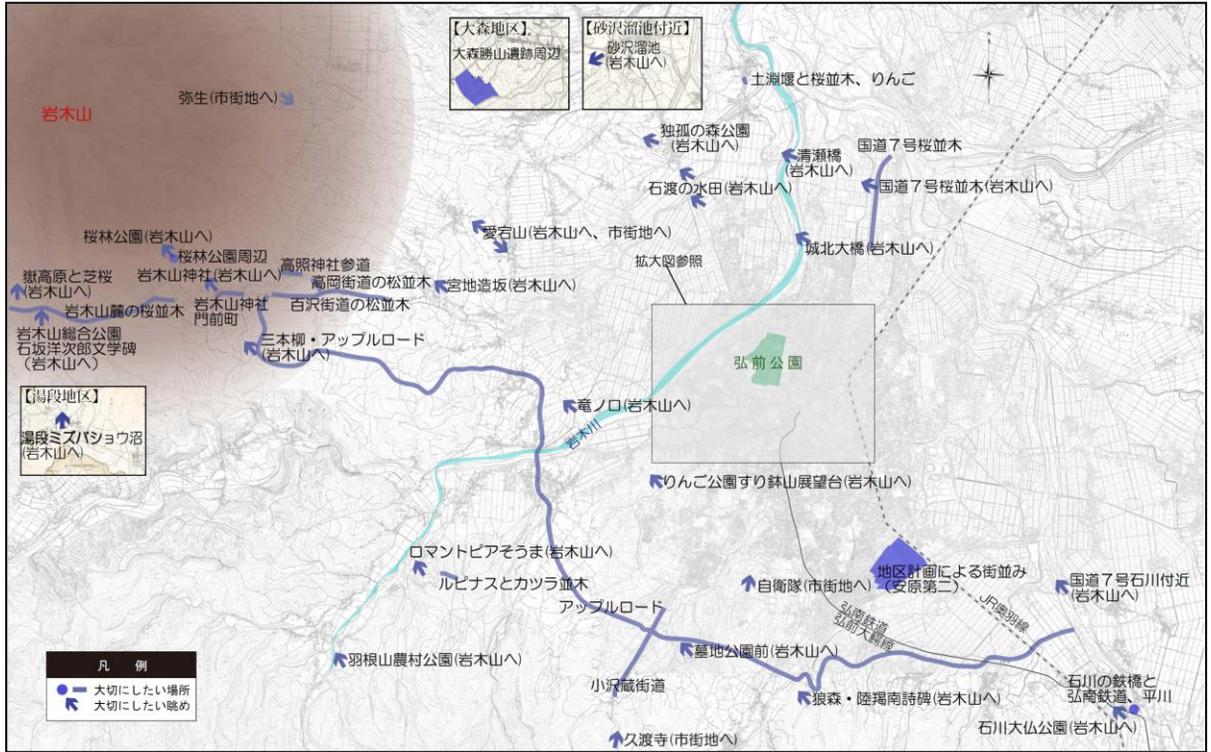
「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」、「蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺め」、「大森勝山遺跡からの眺め」が指定されています。

大切にしたい場所・眺め

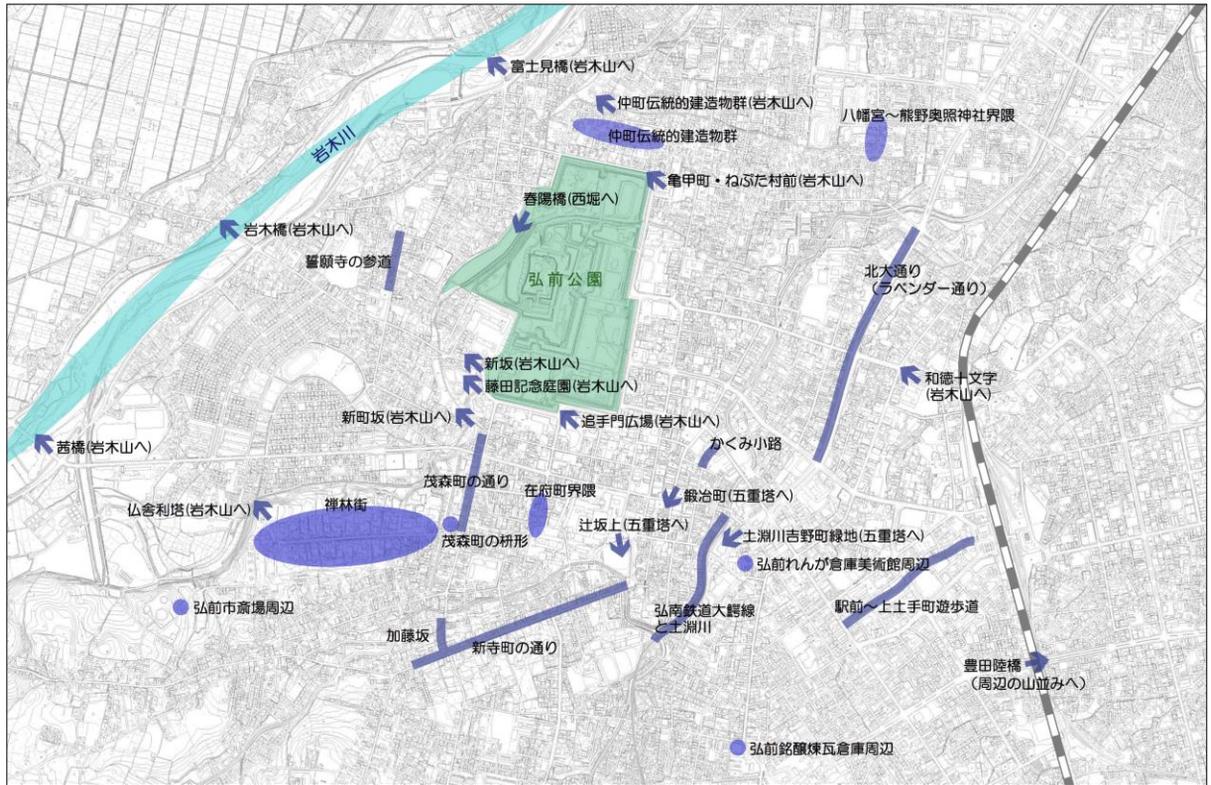
(大切にしたい場所30カ所・大切にしたい眺め42カ所)

城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観を、大切にしたい場所・眺めとして定めます。景観形成基準は市全域の景観形成基準に上乘せします。

【広域図】



【弘前公園周辺拡大図】

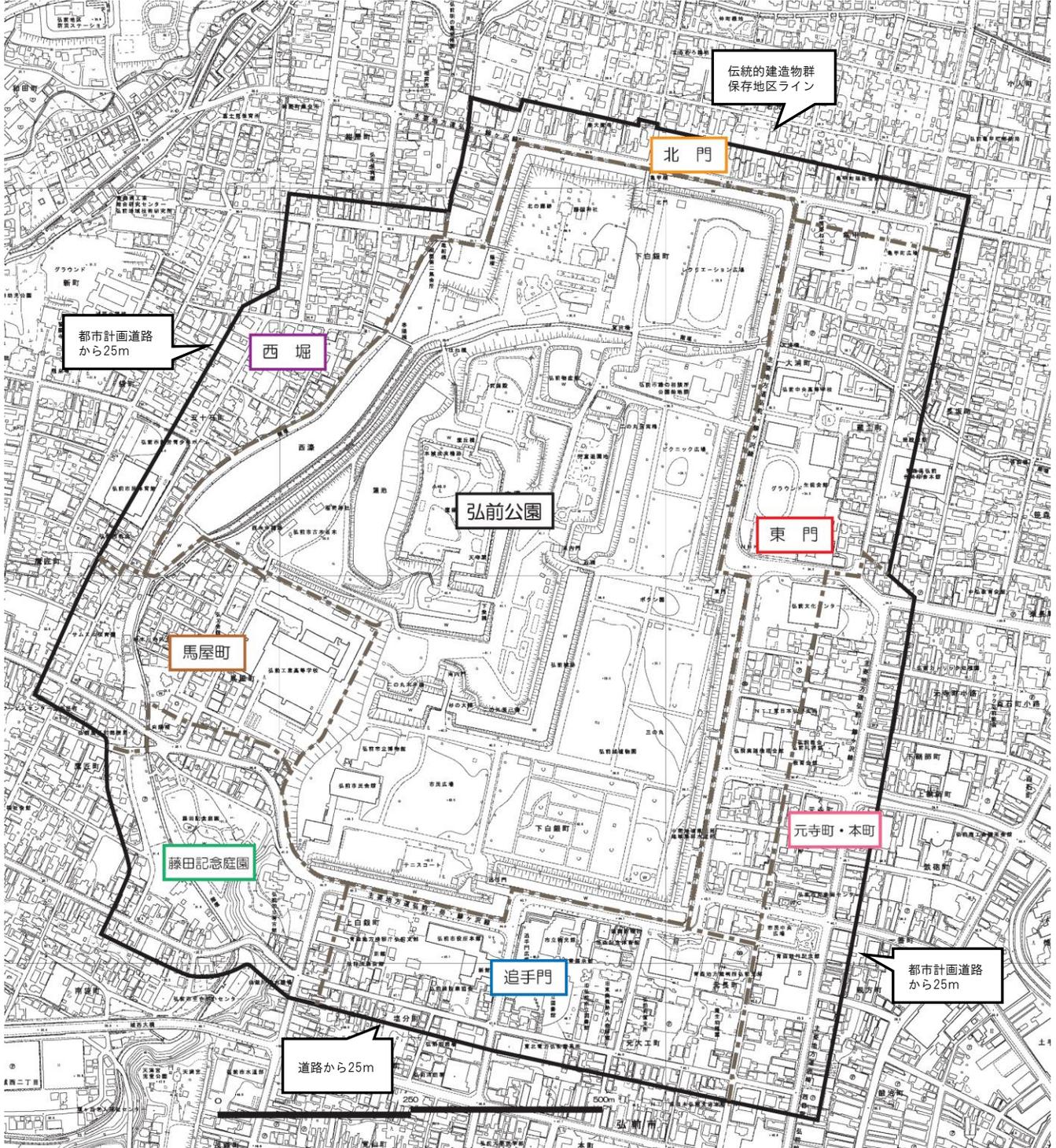


景観形成重点地区

①お城まわり地区

景観形成重点地区「お城まわり地区」は7つのエリアに分けてルールを設定しています。景観形成基準については弘前市景観計画（第6章）をご覧ください。

【位置】

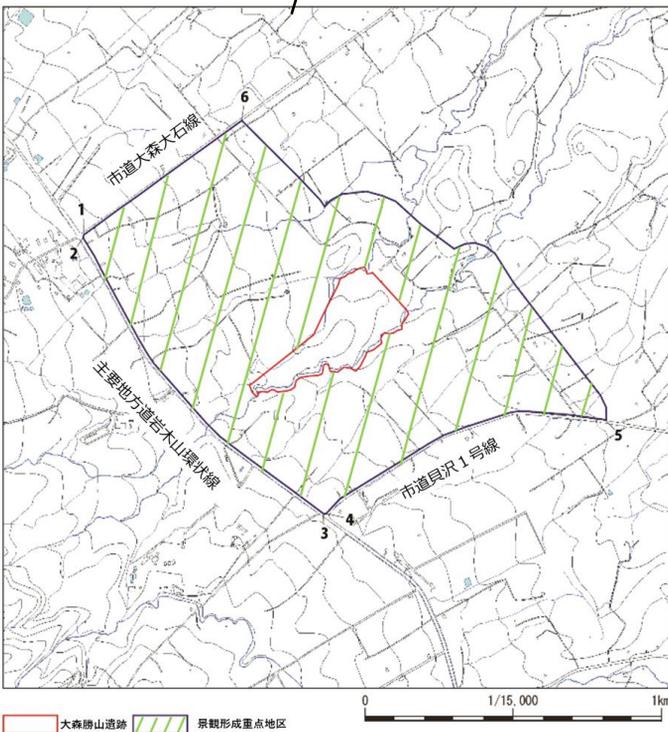
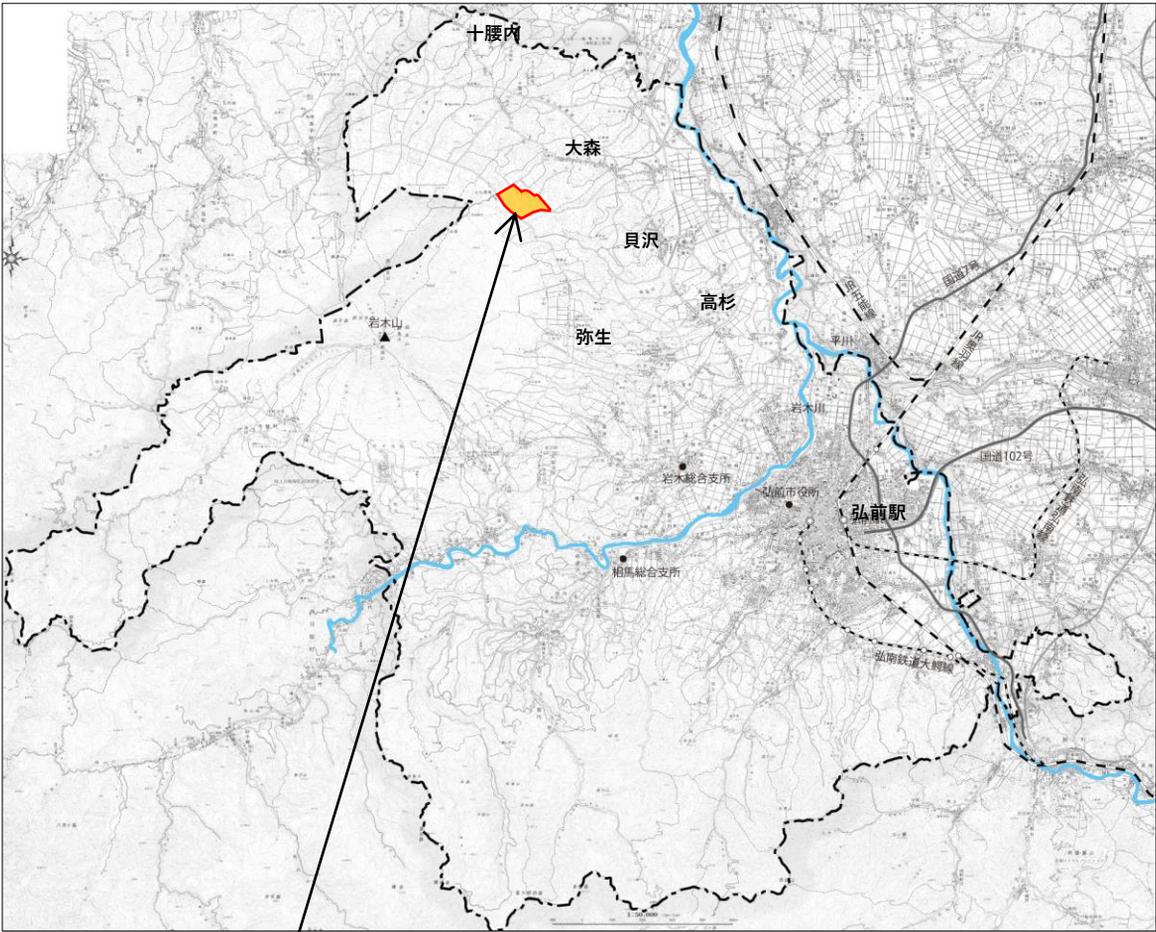


※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

景観形成重点地区

②大森勝山遺跡周辺地区

【広域図】



1-2	主要地方道岩木山環状線と市道大森大石線の交点 道路境界線（東側）
2-3	主要地方道岩木山環状線 道路境界線（東側）
3-4	主要地方道岩木山環状線と市道貝沢1号線の交点 道路境界線（北側）
4-5	市道貝沢1号線 道路境界線（北側）
5-6	遺跡へのアクセス道路（計画中） 境界線から北東へ100m
6-1	市道大森大石線 道路境界線（北側）

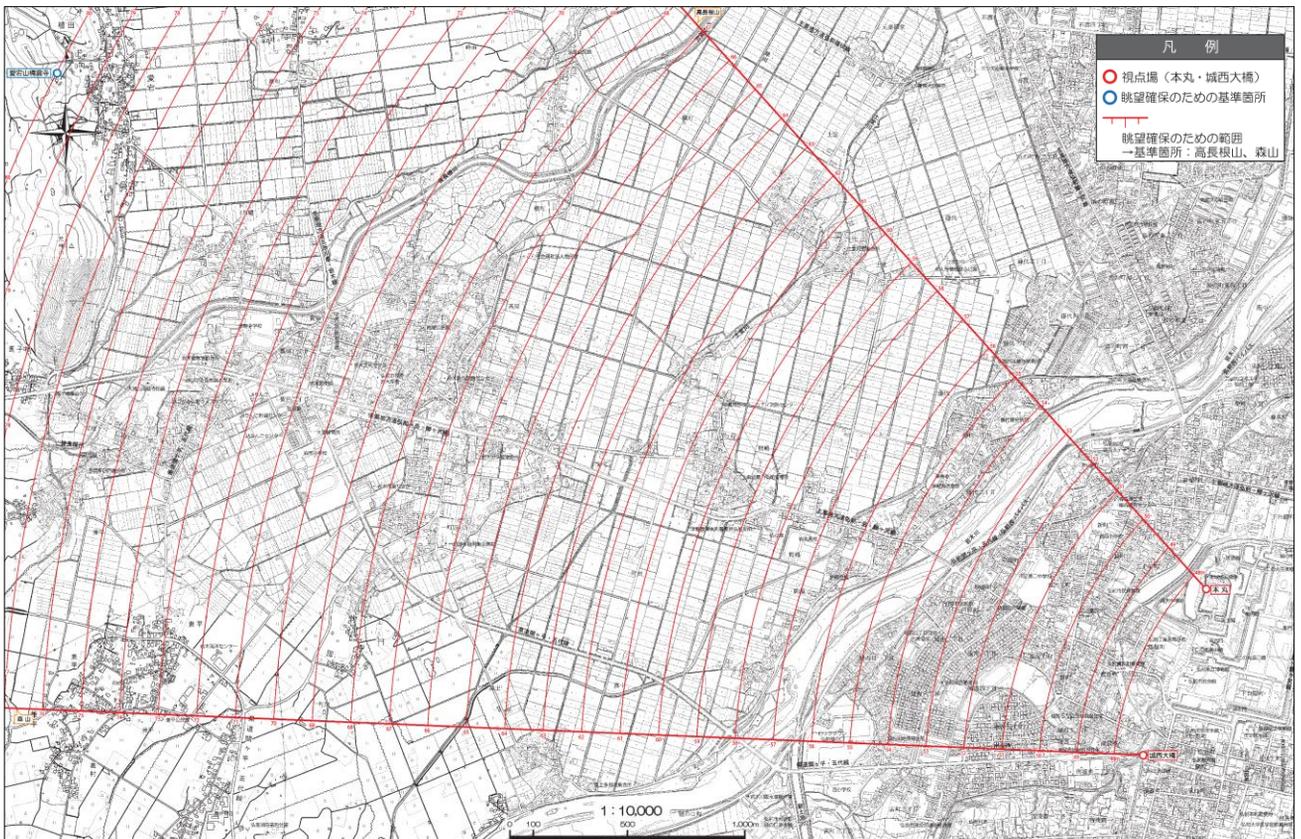
※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

眺望景観保全地区

①弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区

<眺望確保範囲>

城西大橋から岩木山を眺めたときに、北端の高長根山と南端の森山に挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山（橋雲寺を基準）の眺望を確保するものとします。



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

眺望景観保全地区

②蓬萊橋から最勝院五重塔の眺めを保全する地区

<眺望確保範囲>

蓬萊橋から五重塔を眺めたときに、五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の最上部の相輪（尖塔）および四重（上から2層目）の壁面までの眺望を確保するものとします。

・蓬萊橋西端から2.5m 地点での見え方



・蓬萊橋西端から6.5m 地点での見え方



・蓬萊橋東端から5.3m 地点での見え方



・蓬萊橋中央（両端から6.5m 地点）での見え方



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

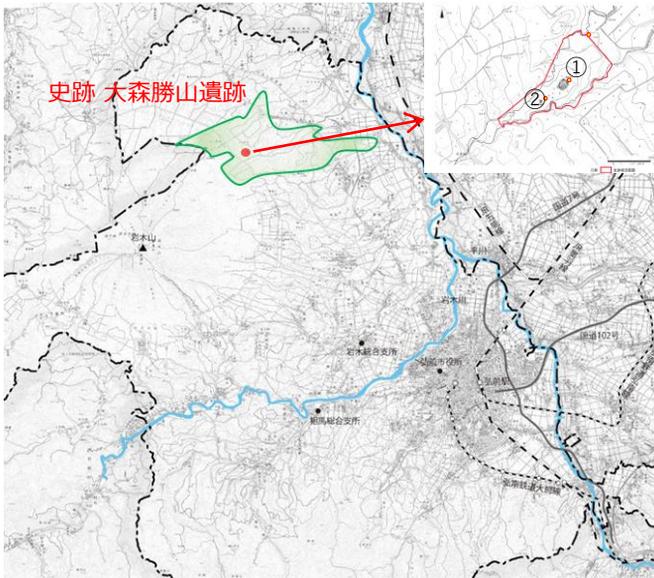
眺望景観保全地区

③大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区

<眺望確保範囲>

大森勝山遺跡から周辺360度を眺めたときに、樹木の背景に人工が見えないよう眺望を確保するものとします。

【広域図】

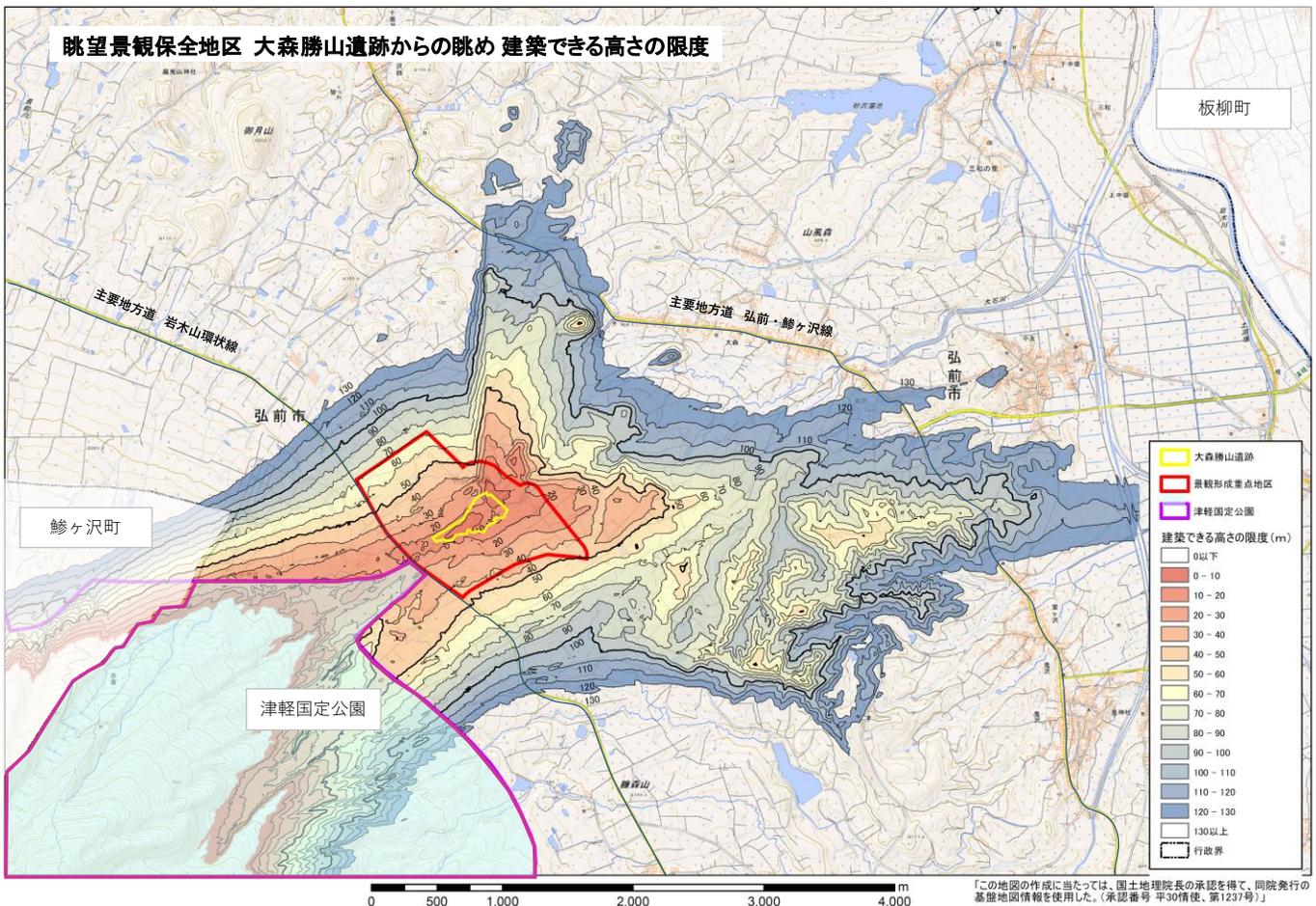


①遺跡内環状列石から南西（岩木山）方向の眺め



②遺跡内竅穴式建物跡から北東（大森・貝沢）方向の眺め

眺望景観保全地区 大森勝山遺跡からの眺め 建築できる高さの限度



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。